

畳の排出方法について

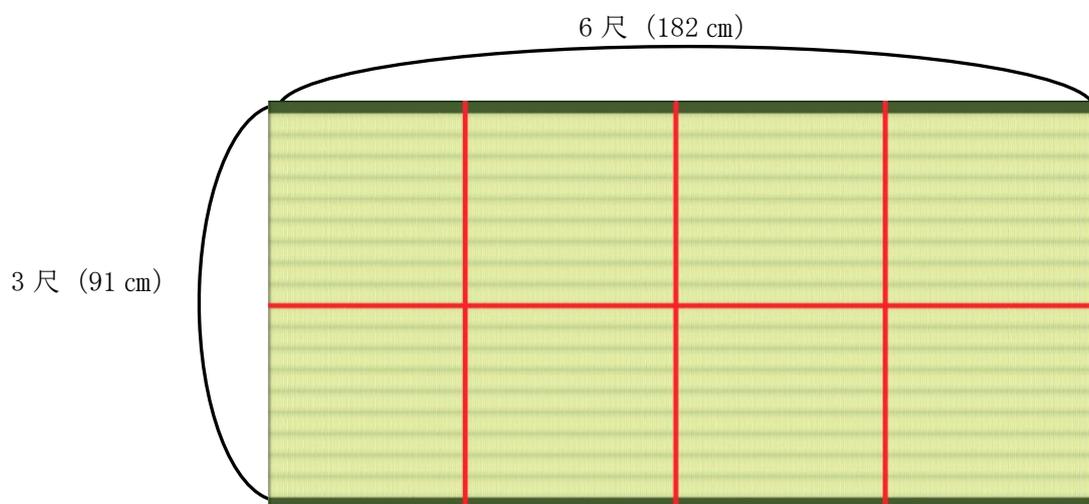
出し方

処理の簡略化のために1辺を 50 cm以下に裁断してクリーンステーション那須へ直接搬入していただくようお願いします(枚数は1日 10 畳分まで)。

※ ごみ処理手数料は 10kg あたり 150 円となります。

※ 燃えるごみの那須町指定袋(黄色)での搬入はできません。

例)一般的なサイズの畳の場合



◎赤線部分にて裁断すると一辺が 50cm以下になります。

◎ノコギリ(電動ノコギリ、丸のこなど)で裁断することができます。

※裁断時にはケガをしないように十分注意してください。

※広域クリーンセンター大田原に搬入する場合も同様となります。

【理由】

◇ クリーンステーション那須へ集められた畳は広域クリーンセンター大田原にて処分されますが、広域クリーンセンター大田原には、年間約4千枚を超える畳が持ち込まれます。畳は、そのままでは焼却処理できないため、破砕機により裁断してから焼却していますが、持ち込まれる量が多く、破砕機の劣化・消耗が著しい状況です。機器の延命化と費用の抑制のため、搬入前に裁断をお願いするものです。

【搬入できない畳】

◇ 建設業者や解体業者などによる住居の建替え・増改築・解体時に発生する畳 (産業廃棄物となる)
クリーンステーション那須は、一般廃棄物処理施設です。業者(建設業者や解体業者など)による工事にともない発生する畳は、産業廃棄物となりますので搬入できません。

産業廃棄物は、業者が適切に処理する義務があります。